南丹市立図書館

中央図書館 TEL (0771) 68-0080 八木図書室·日吉図書室·美山図書室 (休館日:每週月曜日·祝日) http://library.intra.city.nantan.kyoto.jp/

発行:白泉社

.. 原 優子

絵本の国のぬいぐるみ

No.17 -イメージキャラクター "なびっと

がない方、ぜひお子さんと一緒に「おはなし」の世界へ!ています。ご存じでなかった方、まだ一度も参加されたこと南丹市の図書館・図書室では、毎月「おはなし会」を開い ています。ご存じでなかった方、南丹市の図書館・図書室では、

おはなし」の世界へ

ようこそー

です。 緒に楽しんでいただける内容 なお子さんでも、 世界を紹介しています。小さ の読み聞かせや手遊びなどを やボランティアさんが、絵本 ながら、 おはなし会」。図書館職員 毎月定期的に行っている 申し込みの必要はあり 楽しいおはなしの みんなで一

のお越しをお待ちしています。 意していますので、 館・室によってさまざまに用 ぞいてみてください。皆さん ぞ気軽におはなしの世界をの されたことがない方も、どう ませんので、まだ一度も参加 開催日時や内容は、 ぜひお問 図書

い合わせください。



おうちでかんたん 永田農法のハーブ』

発行:祥伝社 永田 洋子

法の、本物の味と香りを来の力を引き出す永田農来の力を引き出す永田農 せんか? 持つハーで 来の力を引 一流レスト ブを育ててみま ・ランに 引

を作り始めたという著者

稚園のころからぬいぐるみ

が、作り方の基本から丁

に紹介しています。

一冊の本になりました。幼れていた原さんのページが

月刊雑誌モエに連

載



第2回— 消費生活情報

立

Ļ

双方に義務と権

福利が発

契約書に押印しなく

す。 るための証拠となります。 ても口約束でも契約は成立しま 生します。 契約書は、トラブルを避け

契約行為は慎重に!

日々の生活の 供を受けたり サービスの提 物を買ったり、 私たちは、

っています。 中で無意識に 契約行為」を行

結されるのでしょうか? 例えば商品を買う場合、 では、契約はいつの時点 で締

①購入者が「買います」 言ったとき。 販売者が 「売ります」と と言

④商品を受け取ったとき。 ③契約書を渡したとき。 ②契約書に押印したとき。 …答えは①です。

契約ってなんだろう?

お互いの「申し込み」と「承 の意思が一致すると契約は

いましょう。

契約の解除はできる?

①販売者に解約を申し出ればで きるのでしょうか? では、契約をやめることはで

②契約書を返送すればできる。 きる。

③商品を返送すればできる。 ④特別な場合(※)を除き、 答えは④です。 方的に契約解除はできない。

特別な場合とは

や損害賠償が必要な場合も多 相手が同意した場合。(違約金

未成年者が親権 訪問販売などクーリング・ フ制度が適用される取引の 者 の同意なし 場 オ

に身近で重要な「法律行為」 契約は、 にした契約。 内容を良く確かめて慎重に 私たちの生活に非常 で

商工観光課